

# 平成24年度第15回定例会

## 八王子市教育委員会会議録

|   |   |               |           |
|---|---|---------------|-----------|
| 日 | 時 | 平成25年1月16日(水) | 午前9時00分   |
| 場 | 所 | 八王子市役所 議会棟 4階 | 第3・第4委員会室 |

# 第15回定例会議事日程

1 日 時 平成25年1月16日（水）午前9時

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4階 第3・第4委員会室

## 3 会議に付すべき事件

第1 第41号議案 八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告  
について

第2 第42号議案 八王子市学習支援委員の解嘱に関する事務処理の報告に  
ついて

第3 第43号議案 八王子市立学校教職員の処置の内申について

第4 第44号議案 八王子市総合体育館条例の設定依頼について

第5 第45号議案 八王子市総合体育館の指定管理者の指定に関する議案の  
調製依頼について

第6 第46号議案 八王子市甲の原体育館の指定管理者の指定に関する議案  
の調製依頼について

第7 第47号議案 八王子市文化財保護審議会への諮問について

## 4 報告事項

- ・ 新基本計画について (教育総務課)
- ・ 「ゆめおり教育フォーラム」の実施結果について (教育総務課)
- ・ 市立学校で発生した事故に係る損害賠償の和解について (施設整備課)

その他報告

---

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

|      |       |       |
|------|-------|-------|
| 委員 長 | （1 番） | 小田原 榮 |
| 委員   | （2 番） | 和田 孝  |
| 委員   | （3 番） | 川上 剋美 |
| 委員   | （4 番） | 金山 滋美 |
| 教育 長 | （5 番） | 坂倉 仁  |

教育委員会事務局

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| 教育 長（再掲）                | 坂倉 仁   |
| 学校教育部 長                 | 野村 みゆき |
| 学校教育部指導担当部長             | 相原 雄三  |
| 教育総務課 長                 | 布袋 孝一  |
| 学校教育部主幹<br>（支援教育担当）     | 穴井 由美子 |
| 学校教育部主幹<br>（企画調整担当）     | 平塚 裕之  |
| 施設整備課 長                 | 加藤 雅己  |
| 学 事 課 長                 | 海野 千細  |
| 学校教育部主幹<br>（保健給食担当）     | 山野井 寛之 |
| 指 導 課 長                 | 廣瀬 和宏  |
| 指導課統括指導主事<br>（企画調整担当）   | 所 夏目   |
| 指導課統括指導主事<br>（教育施策担当）   | 山下 久也  |
| 指導課統括指導主事<br>（教育センター担当） | 山本 武   |
| 指導課前任指導主事               | 木下 雅雄  |
| 生涯学習スポーツ部長              | 榎本 茂保  |
| 生涯学習スポーツ部参事<br>（図書館担当）  | 穂坂 敏明  |
| 生涯学習スポーツ部国体推進室長         | 富貴澤 繁幸 |
| 生涯学習総務課 長               | 宮木 高一  |

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 生涯学習スポーツ部主幹<br>( 図 書 館 担 当 )       | 中 村 照 雄   |
| 生涯学習スポーツ部主幹<br>( 図 書 館 担 当 )       | 遠 藤 辰 雄   |
| 生涯学習スポーツ部主幹<br>( 図 書 館 担 当 )       | 福 島 義 文   |
| 生涯学習スポーツ部主幹<br>( こ ど も 科 学 館 担 当 ) | 牛 山 清 志   |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長                    | 小 山 等     |
| 生涯学習スポーツ部主幹<br>( ス ポ ー ツ 施 設 担 当 ) | 橋 本 徹     |
| 国 体 推 進 室 主 幹                      | 高 橋 利 光   |
| 国 体 推 進 室 主 幹                      | 岩 田 充     |
| 学 習 支 援 課 長                        | 新 井 雅 人   |
| 文 化 財 課 長                          | 田 島 巨 樹   |
| 教 育 総 務 課 主 査                      | 遠 藤 徹 也   |
| 施 設 整 備 課 主 査                      | 田 中 昭 公 秀 |
| 指 導 課 主 査                          | 高 山 徹     |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査                  | 佐 藤 久 幸   |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 主 査                  | 杉 本 明     |
| 文 化 財 課 主 査                        | 金 子 征 史   |
| 事務局職員出席者                           |           |
| 教 育 総 務 課 主 任                      | 川 村 直     |
| 教 育 総 務 課 嘱 託 員                    | 小 松 麻 紀 子 |

【午前9時00分開会】

○小田原委員長 大変お待たせいたしました。

本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

教育委員会の皆さまには1月4日の市長の新年の挨拶の後、教育長と私から既に御挨拶を申し上げましたが、教育委員が全員揃った定例会は、本日が今年初めてになります。

改めて、本年もよろしく願いいたします。

これより平成24年度第15回定例会を開会いたします。

今年も電力不足が心配されている中、本市では節電の取り組みを継続しております。

照明は一部消灯とさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○小田原委員長 日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3番、川上剋美委員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

なお、議事日程中、第43議案は、審議内容が個人情報に及ぶため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

○小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

日程第1、第41号議案、八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について、指導課から説明願います。

○廣瀬指導課長 それでは、第41号議案、八王子市立学校教職員人事の内申に関する事務処理の報告について、担当の高山主査より説明いたします。

○高山指導課主査 八王子市立第一中学校の紺谷祥一副校長が、平成25年4月1日付けで、ジャカルタ日本人学校へ派遣されることになったため、本研修に対する発令が平成25年1月1日付けで出されました。

これにより、八王子市教育委員会は、東京都教育委員会に対して、後任人事の内申を、昨年12月28日までに行う必要がありましたが、東京都教育委員会から後任人事の内甲

があったのが12月20日と、教育委員会定例会で審議していただく暇がなかったため、12月25日付けで教育長による事務処理を行いました。

内容は議案裏面にありますように、本年1日1日発令で、八王子市立松木中学校の鈴木英頭主幹教諭を、第一中学校の新しい副校長に任命するものです。

このことについて「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第4条第2項の規定により承認を受けるため、本定例会に上程いたします。

説明は以上です。

○小田原委員長 指導課の説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

○和田委員 今回は鈴木先生が昇任対象ですが、他にも候補者がいたのですか。

この方は複数の中から選ばれたということなのでしょうか。

○高山指導課主査 八王子市ではこういった場合に備えて、「要員」と呼ばれる候補者の方が数名いらっしゃいます。

鈴木先生についても、年度途中の昇任で現任校から抜けても大丈夫な方、つまり、すぐ後補充ができる方であったということになります。

○和田委員 後補充制度というのは、まだ残っているのですか。

○高山指導課主査 はい、まだございます。

○和田委員 以前、私が職員課にいた頃は、「後補充制度を無くしたい」ということが盛んに言われていたのです。

しかし、まだ残っていたのですね。

○小田原委員長 他にはございませんか。

○川上委員 この資料には、前任者が抜けることになった理由が何も書いてありませんね。

鈴木先生がなぜ昇任するのも、今、説明をうかがって初めてわかりました。

普通こういう資料には、抜ける側のことは書かないものなのですか。

○高山指導課主査 従来からその辺りは口頭で説明しておりますが、必要でしたら改善いたします。

○小田原委員長 過去にはそういうことが書いてある補助資料もあったように思います。

今回の場合、前任の副校長は研修発令で抜けるのだし、昇任する先生の方は現在担任を持っていない、ということでもよろしいですね。

○高山指導課主査 はい、そうです。

○小田原委員長　　そういうことが書いてある資料があれば、昇任する先生を出さなければいけない学校側も大丈夫だろうということがわかりますね。

更に、年齢や担当教科なども書いてあればこちらも納得しやすくなりますので、やはり、資料は付けていただいた方が親切だと思います。

次回からはぜひ検討をお願いします。

○高山指導課主査　　かしこまりました。

○小田原委員長　　他にはいかがですか。

それでは、特にないようでございますので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第41号議案につきましては、提案のように承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長　　御異議ないものと認めます。

よって、第41号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。



○小田原委員長　　次に、日程第2、第42号議案、八王子市学習支援委員の解嘱に関する事務処理の報告について、を議題に供します。

本案について、生涯学習総務課から説明願います。

○宮木生涯学習総務課長　　それでは、第42号議案について、説明いたします。

八王子市学習支援委員である水谷君子氏が平成24年12月31日に逝去されたことにより、「八王子市教育委員会の権限委任に関する規則」第4条第1項に基づき、教育長の専決処分として事務処理を行いました。

また、同規則第4条第2項の規定により、専決事務処理事項として、ここで報告のうえ、承認を求めるものです。

なお、水谷委員の残任期間が平成25年6月30日までの残り6ヶ月間であり、次回の改選時には選出区分の変更及び議員定数の削減も検討していることから、後任の委員の選任は行わないものといたします。

説明は以上です。

○小田原委員長　　生涯学習総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

亡くなられた水谷委員について、年齢など差し支えない範囲で教えていただけますか。

○宮木生涯学習総務課長 年齢は55歳で急な御病気だったとのことですが。

○坂倉教育長 まだお若いのに、残念だったと思います。

○小田原委員長 そうですね。

学習支援委員は、改選まで欠員のままで大丈夫なのですね。

○宮木生涯学習総務課長 はい。

○小田原委員長 他にはいかがですか。

それでは、特にないようでございますのでお諮りいたします。

ただいま議題となっております、第42号議案につきましては、提案のように承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第42号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。



○小田原委員長 次に、日程第4、第44号議案、八王子市総合体育館条例の設定依頼について、及び日程第5、第45号議案、八王子市総合体育館の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について、は相互に関連いたしますので一括議題に供します。

各案について、スポーツ振興課から説明願います。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 第44号議案及び第45号議案は、新しい体育館の条例とそれに基づく指定管理者の指定議案を3月の市議会定例会に提出するため、市長に議案調製を依頼するにあたり、教育委員会の審議にかけるものです。

詳細は担当の佐藤主査より説明いたします。

○佐藤スポーツ振興課主査 まず、第44号議案、八王子市総合体育館条例の設定依頼について、説明いたします。

教育に関する事務について市長が市議会の議案を調製する場合、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」第29条で、「教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定されております。

従って、本件議決後に市長に議案の調製を依頼するにあたり、議決した内容とあわせて教育委員の皆さまから頂戴した意見を付すことで、「地方教育行政の組織および運営に関する法律」第29条で定められた、「教育委員会からの意見」とさせていただきます。

それでは議案の内容について説明いたします。本件は京王線狭間駅前にPFI手法を用



いて整備している、新しい体育館の管理運営方法等を定めるものです。新しい体育館はPFI手法により整備・維持管理・運営がなされること、隣接するスポーツ広場と総合体育館を一体で管理することから、既存の体育館条例に含めるのではなく、新たな条例を設定いたします。

これまでの経緯ですが、PFI事業契約を平成24年3月8日に行い、その後、条例案骨子を作成、6月15日から7月15日までの間、パブリックコメントを実施して、市民の皆さまの意見を募集しました。

そのパブリックコメントの結果ですが、5名の市民から7件の意見をいただきました。

内容は体育館の整備に反対するものが3件、他には条例に規定されない体育館の運営内容の詳細に関するものなどです。なお、いただいた意見に対する市の考え方は、11月2日付けで市のホームページ上で公表しております。

また、近隣住民に対する工事説明会は、7月20日と9月6日の2回実施しております。

なお、本条例案は、工事説明会で一部の住民から、新体育館の整備について反対する声があがったことから、その調整のため平成24年第4回市議会定例会への提出を見送ったことで少々間が空き、今回の第15回教育委員会定例会での提案となったことを申し添えます。

次に条例案について説明いたしますので議案関連資料を御覧ください。ここでは主な箇所のみ、説明させていただきます。

第1条では体育館の名称及び設置目的を定めております。新しい体育館の名称は、「八王子市総合体育館」といたしますが、ネーミングライツによる呼称も付す予定です。また、既存体育館の設置目的との比較において、八王子市総合体育館の場合は、「地域交流の拠点とすること」を目的として加えております。

続いて第4条ですが、総合体育館の施設を明示しており、第2号ではこの体育館に隣接し、現在も市民の方に利用されている「狭間スポーツ広場」を、総合体育館の施設として位置づけております。また、この「狭間スポーツ広場」は、総合体育館でイベントや大会が実施される際は、駐車・駐輪場として使用いたします。

第5条は休館日について定めるもので、年末年始の6日間を「休館日」としております。しかし、運営上、この年末年始以外にもメンテナンスのため年間で7日閉館する日があり、実際は合計13日の休館を予定しております。

第6条では施設の稼動時間を開館時間と利用時間に分けて定めております。順番が前後

しますが、第2項では総合体育館の「利用時間」を午前9時開始、終了は既存体育館より30分長い午後10時までとし、第1項では、「開館時間」を、利用時間より更に前後に30分長い、午前8時30分から午後10時30分までとしています。

第2項第2号では、隣接するスポーツ広場の「利用時間」について、現在と同じ、午前9時から午後5時までと定めております。

第7条、第8条では、総合体育館の利用及び体育館に広告物等を掲載する場合の手続きと、利用料金の上限を定めております。なお利用料金は、別表第1から第5で具体的な金額を示しておりますが、条例で定めるものはあくまでも「上限額」であり、実際の利用料金は条例の範囲内で、指定管理者が教育委員会の承認を得たうえで定めます。その他、第8条第6項及び第7項では、実質的な割引利用が可能となる「プリペイドカード」の発行と、その手続きについて定めております。

第9条は、第7条と第8条で規定されていない利用について料金を徴収するための規定です。

なお、第7条と第8条で定めている利用料金は指定管理者の収入となりますが、ここに規定されていない利用にかかる料金は市に帰属することになることから、その名称を「使用料」として、区別しています。

第10条から第15条は、既存体育館と同様の規定を定めております。

第16条から第21条は、指定管理者に関する規定です。既存の八王子市体育館条例と異なる部分については第18条第2項を御覧ください。第18条は指定管理者の選定要件を定めておりますが、PFI手法で整備から維持・管理・運営まで一括して行いますので、PFI事業契約に配慮した規定を付け加えております。また、第21条第3項では、総合体育館のPFI事業において、ネーミングライツも指定管理者の業務であると位置付け、指定管理者が総合体育館に呼称を付すことができる規定を付け加えております。

別表第1では、総合体育館の各施設及び広告スペースの利用料金の上限額を定めております。実際の利用料金は一般利用の場合、1平米あたりの単価で現在の市民体育館とほぼ同じ水準にする予定です。備考1では利用者が入場料等を徴収する場合、一般料金の6倍の範囲内で料金を徴収すること、備考3では開館時間を越えて利用する場合、本来の料金の2倍の額を徴収することをそれぞれ定めております。

別表第2ではスポーツ広場を利用する場合の料金を定めております。スポーツ広場は、午前9時から午後5時までの間は現状どおり無料開放とし、臨時の駐車場・駐輪場として

使用する場合のみ、料金を徴収いたします。

別表第3は総合体育館の駐車・駐輪場料金の上限額を定めております。

別表第4は物販や広告物を掲出する場合の施設利用料の上限額を定めております。

別表第5はプリペイドカードについて、金額と相応する利用料を示しております。

条例規則については以上となります。

施行期日は、付則で平成25年10月1日としております。

また、総合体育館の施設となる「狭間スポーツ広場」についても、付則で八王子市運動場条例から削除する改正を行います。

なお、この八王子市総合体育館条例で、規則に委任している事項ですが、条例の施行日までに、改めてこの場で審議していただきたいと思っております。

また、本条例の文言は市長に調製を依頼する中で変更になる可能性があります、条例の内容自体は変わらないことを申し添えます。

続いて、第45号議案、八王子市総合体育館の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について、説明いたします。

本議案は八王子市総合体育館条例が議会で議決された場合において、条例第18条に基づき、指定管理者の指定を行うものです。

順番が前後しますが、議案関連資料4番の選定理由を御覧ください。八王子市総合体育館はPFI手法を用いて整備・維持・管理・運営を行うことから、条例18条第2項の規定により、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、通称「PFI法」の規定に基づいて選定した事業者を、「指定管理者」とします。

2番の指定管理者候補者ですが、平成24年3月8日付けで、PFI法に基づき事業契約を締結した、「八王子市ゆめおりサポート株式会社」といたします。

3番の指定期間は、八王子市総合体育館の協力開始日の、平成26年10月1日から、PFI事業契約満了日の平成41年9月30日までの15年間といたします。

説明は以上です。

○小田原委員長　スポーツ振興課の説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

○坂倉教育長　私の事前の勉強不足がわかってしまうのですが、第6条第2項では、スポーツ広場兼駐車・駐輪場の利用時間を、「午前9時から午後5時まで」と定めているのは、主にここを、スポーツ広場として使うことが前提だと思っております。

一方、別表2では特に必要と認めて、スポーツ広場を臨時駐車・駐輪場として使う場合のことを定めていますね。

この書き方だと、大きな大会やイベントがある場合、その度、許可を取らなければいけなくなると思うので、もう少し条例の書き方を工夫することはできないのでしょうか。

その辺りをどう考えていますか。

- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 教育長のおっしゃるとおりですので、時間外の運用等については事前に教育長の決済をいただいて、その意思決定に基づいて進めたいと考えています。
- 坂倉教育長 条例としてはこういう書き方しかできないのかもしれませんが、実際に運用する場合はあまり杓子定規にならないようにしてください。
- 小田原委員長 スポーツ広場の利用時間の後に補足で記載したらどうでしょう。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 その辺りは法制課とも調製したのですが、現状のスポーツ広場は午前9時から午後5時まで予約なしで無料開放していますので、条例上、例外運用の部分は指定管理者の自主事業という区分になっております。
- 金山委員 駐車・駐輪場とありますが、ここに自転車も入れるのですか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 自転車については、別途、体育館の中に、体育館利用者の専用駐輪場を270台分設ける予定です。
- 金山委員 利用料金はどうなりますか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 条例に書いてあるのはあくまで上限の料金となっております。利用料金については今後指定管理者と話し合うことになりますが、駐輪場はできれば無料にしたいと考えております。
- 金山委員 中学生や高校生は自転車を使うでしょうから気になって伺ってみました。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 総合体育館の場所が駅に近いものですから、最初から駐輪場を無料にしてしまうと、本来の利用者である体育館の利用者が使えなくなってしまう可能性がありますので、条例上はこのような表現にさせていただきました。しかし、先ほど金山委員が言われたように、中学生や高校生からお金を取るのはどうかと思いますので、これは運用の中で対応したいと考えています。
- 小田原委員 条例の設定依頼は久しぶりなので伺うのですが、市長への設定依頼の文章はこの体裁でいいのですか。
- 橋本生涯学習スポーツ部主幹 この文章は教育委員会定例会の議案としての体裁で、教育総務課や法制課と調整を行ったうえで、この形になっております。

○小田原委員長 「次のとおり市長に依頼する」と書いてあるのですから、依頼する内容をここでも示さなければいけないのではないですか。

市長に依頼するのは「条例本文」ではなく、あくまでも「条例の設定依頼」でしょう。それを議案として書かなければいけないのではないですか。

○布袋教育総務課長 文章の書き方が少しおかしかったのかもしれませんが。

「次のとおり市長に依頼する」ではなく、「次のとおり条例の設定を依頼する」とすれば、条例の中身と前後の文章が繋がったのだと思います。

○小田原委員長 今までもこういう体裁だったのかもしれませんが、気がつきませんでしたね。

○川上委員 説明の中に、「P F I」という言葉がたくさん出てきましたが、「P F I」の本質的な部分を教えてください。

それから、一般的な指定管理者の指定期間は、3年、5年など、もっと短いと思います。今回は契約満了日まで15年と非常に長いですが、その違いも教えてください。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 民間事業者と公共機関が、お互いに得意な分野を持ち寄って、共同で事業を行うのが「P F I」の基本です。

これにより、市の苦手な分野を民間事業者にカバーしてもらうことができます。

例えば、市が直接管理・運営する施設の場合、料金の改定ひとつをとっても、議案を議会に提出して承認を得なければならず、時間がかかります。窓口対応なども、よく御指摘をいただくように、民間事業者の方が優れています。更に、民間の持つ大きな資本を活用して、事業展開を行うことができます。

このような事業を「P F I 事業」、事業展開をするにあたってP F Iを使用した手法を、「P F I 手法」と呼んでいます。

○小田原委員長 指定期間が長いのは、どうしてですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 今回、指定期間が15年と長いのは、施設整備費の償還期間が15年で、施設のお金を全て払い終わったところで事業期間満了となるためです。

○小田原委員長 「姫木平自然の家」のように、既に完成している施設をお任せするのなら指定期間も短くていいけれど、今回のように施設の施工からP F I方式をとっている場合、施工費用を払い終わるまでに15年かかるから、その期間は事業者にもってもらうということでしょう。

○川上委員 共同事業でも、「指定管理者」にすることが必要なのでしょうか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 「P F I」と「指定管理者」では、根拠となる法律が異なりま

す。

「P F I 事業」では契約が必要ですし、「指定管理者の指定」には、議会の議決が必要になっていきますので、こういう手続きになります。

○川上委員　わかりました。

○坂倉教育長　今、川上委員はわかったとおっしゃっていただきましたが、これを議会で説明する場合には、法律が異なるからというだけでなく、施設の管理運営を長期間指定管理者に任せるメリットをもっと詳しく説明する必要があるでしょう。

○川上委員　もうひとつよろしいですか。せっかく P F I 事業で、民間の指定管理者に運営を任せるのに、どうしてお正月に長い休館日を設けているのかがよくわかりません。

今は、お正月でもニューイヤー駅伝や箱根駅伝など、スポーツのイベントが盛んに行われているのに、この体制では民間事業者が、「お正月に何かやりたい」と考えたとしても、それを一緒にできるのかどうか、疑問に思っています。

ですからあえて、P F I のことも質問させていただきました。

先ほど、わかりましたと言ったのも、P F I の仕組みについては理解できたということで、どこに主眼を置いているのかは、まだよく見えておりません。どうしても、これはお役所側に都合の良い形になっているように思ってしまうのです。

市民にとって、今までと比べて何がどう良くなるのか、体育館の整備・維持・管理・運営を P F I で行う目的が、もっとはっきり見えるとよかったです。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹　条例上は年末年始をお休みとしておりますが、指定管理者側がイベントを組むこともありますので、その場合は但し書きの中で対応できるようになっております。

○榎本生涯学習スポーツ部長　現在はあくまでフレーム段階ですので、詳細はこれから決めていきます。

既に利用時間外のテレビ撮影での使用など、事業者側からさまざまな提案も出ておりますので、フレキシブルに対応できる運営が可能だと考えております。

○小田原委員長　他にはいかがですか。

○金山委員　建設反対の方もいらしたということですが、何が問題だったのかを説明していただけますか。もし事前に解決できる問題なら、開館までに対応しておいた方がいいと思うのです。

それから、指定管理者の「ゆめおりサポート株式会社」についても簡単に説明してくだ

さい。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 反対意見として一番多かったのは、夜間のスポーツ広場の利用に関するもので、指定管理者が自由提案事業として行う「フットサル事業」の騒音や、夜間照明についての心配です。こちらについては、しっかりと説明を行いましたので、現在では、騒音や照明を心配する声は出なくなってきました。そしてもうひとつは、「そもそもあそこに新しい体育館が必要なのか」というもので、こちらについては現在でも1世帯が反対されています。

だた、他の反対意見は、個別の説明などを経て徐々に鎮静化してきておりますので、ここで条例の提案をさせていただきました。

なお、「ゆめおりサポート株式会社」というのは、PFI事業を行うための特定目的会社で、大成建設、ミズノスポーツ、住友不動産エスフォルタといった多くの企業でグループを構成しています。その中から代表者を選び会社を設立して、PFI事業を行っていくこととなります。

○金山委員 夜間に行われるフットサルは、周囲に住んでいる方にとってはやはり気になることだと思います。ひとつクレームの後ろにはその何倍ものクレームが隠れているといえますし、十分に注意をして対応をお願いしたいと思います。

○小田原委員長 スポーツをしていてまったく声を出さないというのも、やはり難しいことかもしれません。

強硬に反対しているという1世帯の方は大丈夫なのですか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 今まで個別で3回ほど説明を行っています。初めのうちは、「自分の家の前に高い壁が建つことに抵抗がある」と、強く主張されていましたが、こちらがイメージパーツ等を見せながら説明することによって、現在は、若干態度が軟化してきたと思われま。

○小田原委員長 住環境が変わることについての抵抗ですね。こちらは後から建てる側なので、やはりそう言われてしまうと思います。

それに今更新しい体育館を建てる必要があるのかという、「そもそも論」もあるでしょう。

しかし、市民のスポーツ、レクリエーション、イベントの振興のためには、やはりこれは必要なのだらうと思います。

新しい総合体育館が完成したら、ぜひ、有効活用されるようにしていただきたいですね。他にはよろしいですか。

それではお諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第44号議案及び第45号議案につきましては、提案のように調製依頼することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第44号議案及び第45号議案につきましては、そのように決定することにしたしました。



○小田原委員長 次に、日程第6、第46号議案、八王子市甲の原体育館の指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について、を議題に供します。

本案について、引き続き、スポーツ振興課から説明願います。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 八王子市甲の原体育館の指定管理者制度移行にあたっては、第7回教育委員会定例会の中で承認をいただき、この度、指定管理者の候補を選定いたしました。

3月の市議会に上程するにあたり、市長に調製を依頼することから、本定例会にて教育委員会の意見を伺うものです。

詳細は担当の杉本主査より説明いたします。

○杉本スポーツ振興課主査 八王子市甲の原体育館に指定管理者制度を導入するにあたっては、平成24年7月25日の第7回教育委員会定例会で承認をいただき、「八王子市体育館条例」第3条及び第17条の規定に基づき、選定事務を進めてまいりました。この程、甲の原体育館指定管理者選定委員会の審議の結果、指定管理者の候補者が選定されましたので、議案の調整を依頼するものです。

それでは議案関連資料に沿って説明いたします。指定管理候補はシンコースポーツ・ジョンソンコントロールズ共同事業体で、指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間となります。

選定基準は施設等を適正に維持管理できることなど、資料に列記する9項目となります。

次に選定の経過ですが、平成24年9月1日から募集要項を公表、9月29日に説明会及び施設見学会、10月10日に募集要項等への質問に対する回答の公表を行って、その後、11月8日・9日に指定管理者応募の受付を行ったところ、別表1にある、体育施設の指定管理者として実績のある11団体の応募がありました。

指定管理者の選定は、八王子市甲の原体育館指定管理者選定委員会設置要項に基づき、



10月2日に選定委員会を設置して、選定基準や手続きの詳細を決定しました。主に応募団体の資格選定を行う一次選考では、全11団体が募集要項に定めた基準を満たすと判断、11月16日に資格審査及び一次選考の合格通知を行いました。更に12月20日には、二次選考となる選定委員会を開催して、事業者提案について、応募書類に基づいたプレゼンテーションを実施するとともに、審査員によるヒアリング及び提案内容の評価を行いました。評価結果は別表2のとおりです。

指定管理者の候補に選定された、シンコースポーツ・ジョンソンコントロールズ共同事業体は、9つの選定基準全般にわたって高い評価を受け、これに価格点を加えた合計点で、応募11団体中、最高点を獲得しました。中でも、多彩な提案事業と効果的な手段による広報活動が充実していて、施設利用率の向上や、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興にとって期待できること、安全対策や危機管理について、十分な体制と適切な方策が示されており、施設の安全・安心を高い水準で達成できることが特に評価され、指定管理者の候補としてふさわしいと判断されました。

候補者団体の概要です。代表企業で運營業務全般を担当するシンコースポーツ株式会社は、体育施設等、管理事業の指定管理者としての実績が豊富で、立川市柴崎市民体育館やあきる野市五日市ファインプラザで指定管理者としての実績があります。

また、構成企業であり、維持管理業務担当のジョンソンコントロールズ株式会社は、世界150カ国に技術を提供する、業界トップクラスのグローバル企業で、八王子市北野余熱センターの指定管理者の実績があります。

説明は以上です。

○小田原委員長 スポーツ振興課の説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

○和田委員 選定評価結果の「価格点」の配点が120点となっていますが、これについて説明していただけますか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 応募事業者には価格提案をさせていますので、その中で、最も安い価格を提示したところを120点、それより価格の高いところには、その比率の逆数を掛けて、それぞれの価格点を出しております。

○小田原委員長 配点の中でも価格点の比率が高いように思いますが、これはなぜですか。

選定基準項目1や、選定基準項目8の配点が40点なのと比べると、その3倍になりますね。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 確かに個々の項目と比べると比率が高いようにも見えますが、評価基準項目1から9の合計点数が480点なのに対して価格点は120点ですので、比率にすると1対4、結果に占める割合は全体の20%です。

○坂倉教育長 委員長は価格点の比率が高いとおっしゃいますが、それは、むしろ逆ではないでしょうか。

行政経営部の指導では価格点の割合は、「全体の50%」と言われているのに、今回はそれを20%に抑えているのです。

しかも、一次選考では事業者を絞らず、全11団体を二次選考に呼んで、1日ばかりでプレゼンさせたことを考えても、価格よりも内容を重視して選んだということだと思います。

○榎本生涯学習スポーツ部長 私も選定委員だったのですが、一番安い価格を提示した事業者などは、その分、責任者や従業員の給与を大変低く抑えていました。

市が委託する業務だからこそ、「安かろう、悪かろう」にならないよう、働く職員の勤務体系や賃金はある程度保障してあげないと、働く側のモチベーションもあがらないし、市民に対して良いサービスも提供してもらえないと思うのです。

今回はプロポーザル方式ということですから、金額だけでなく、全体を見て審査させていただきました。選定基準の中で市として特に重視したのは、配点が70点になっている評価基準項目2の「施設等を適切に維持管理できること」です。甲の原体育館の施設が平成2年築と、大変古いものですから、建物の維持・管理をしっかりしてもらう必要があるのです。

また、今までの市民サービスを低下させないことはもちろん、ここには水泳用のプールがありますので、安全・安心がしっかり守られることも大事です。最も安い価格を提示したところなどは、プールの監視員の賃金も大変安く抑えていて、これで市民の命を守れるのかどうか心配です。こちらとしては、きちんと資格を持った職員を配置するなど、責任をもって管理・運営できるところに任せたいと考え、総合的に判断いたしました。

また、今回の候補者の場合、価格や指定管理料や収益などは全体の中で3番目でしたが、指導者としてトップアスリートを招くなどの催しや運営の面は、高く評価されました。

○小田原委員長 甲の原体育館については、このように指定管理者の選定過程が明らかになりましたが、先ほどの狭間の八王子市総合体育館についてはどうなっていますか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 そちらについては、PFI事業者選定の際、今より細かい基準を設けて、その評価をしたうえで、教育員会定例会で報告済みです。

○川上委員 昨年だったでしょうか。

○橋本生涯学習スポーツ部主幹 指定管理者の選定業務が終わったのが平成23年12月ですので、それ以降の教育委員会定例会で報告しています。

○小田原委員長 他にはございませんか。

では、特にないようですので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第46号議案につきましては、提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第46号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。



○小田原委員長 次に、日程第7、第47号議案、八王子市文化財保護審議会への諮問について、文化財課から説明願います。

○田島文化財課長 本件は八王子市文化財保護条例の規定に基づき、有形文化財の指定に向けて、八王子市文化財保護審議会への諮問を行うことを決めていただくものです。

詳細は文化財課学芸員の金子主査より説明いたします。

○金子文化財課主査 今回諮問するのは八王子市有形文化財への指定で、名称は「傳法院石堀」1件、種別は有形文化財（歴史資料）、年代は明治39年（1906年）築造、所有者は宗教法人傳法院、八王子市南新町にあるお寺です。

この石堀は明治30年の八王子大火の後、明治39年に築造されました。加工しやすい伊豆の青石の両面に、当時寄付をした商店や資産家などの名前が載っているものです。

戦災などの影響で、一部表面が落剥して文字が判読できない部分もありますが、それでも明治後期の市内の有名な商店、旅館、織物関係者などの名前が町名とともに確認でき、当時の八王子の繁栄ぶりがわかる、貴重な歴史的資料となっております。

また、市の中心市街地は八王子空襲で焦土化しており歴史的資料があまりないため、その意味でも貴重なものとなっております。

本件は文化財登録における手続きの一部になります。文化財の指定は、「教育委員会が行うことができる」と、「八王子市文化財保護条例」第4条に規定されております。また、指定にあたっては、「八王子市文化財保護条例」第44条に基づき、予め文化財保護審議会に諮問しなければなりません。今回、諮問決定の後、文化財保護審議会での文化財を審査・調査のうえ、その結果が八王子市教育委員会に答申されることとなります。

その後、その答申を基に、教育委員会として、教育委員会定例会で文化財指定を決定したいと思います。

説明は以上です。

○小田原委員長 文化財課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見がございましたらお願いいたします。

○和田委員 文化財に指定されることによって、どういう保護が受けられるのですか。

資料の写真を見ると、側面がかなり剥落しているようですが、それを防ぐことはできるのですか。

○金子文化財課主査 指定を受けることによって、補助金が出る場合がございます。

かなり剥落が激しいので、所有者とも相談したうえで修理などを行いたいと思います。

○小田原委員長 この状況で修理は可能でしょうか。

○金子文化財課主査 予め文化財保護審議委員会の先生に状況を確認していただき、専門の石材業者などを調べて進めたいと思います。

○小田原委員長 他にはございませんか。

それでは特にないようですので、お諮りいたしますけれども、ただいま議題となっております第47号議案につきましては、提案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって、第47号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

---

○小田原委員長 続いて報告事項となります。

教育総務課から、2件報告願います。

まず、「新基本計画」について、報告願います。

○平塚学校教育部主幹 こちらは現在策定中の「新基本計画」の中で、教育委員会所管に関わる部分について報告するものです。

まず、基本計画は、「市民と行政が協働して市政運営を行い、基本構造に掲げる都市像を実現するための基本的な施策展開と目指す姿を示すもの」と位置付けております。

また、基本計画の期間は平成25年度から平成34年度までの10年間となります。策定スケジュールですが、平成25年1月4日から2月4日まで、市民からパブリックコメントを募集、それを基にして今年3月末に新基本構想・基本計画書を発行する予定です。

次にお手元の基本計画の資料について説明いたします。1 ページから 6 ページは総論部分を抜粋したもので、7、8 ページは計画体系図になります。

全 49 施策のうち、教育委員会に関わるものは 7 ページ下段からになります。

学校教育に関わる部分として、都市像 3 の基本施策 8、「未来をひらく子どもを育てる教育」の 19、20、21、生涯学習に関わる部分として、8 ページ基本施策番号 9、「学び生かせる生涯学習の推進」の 22、23、文化財に関わる部分として、基本施策番号 10、「未来につながる文化の継承と創造」の 24、25、26 となります。

次のページからは、各基本計画の詳細となりますが、個々の計画の詳細説明は省略させていただきます。

報告は以上です。

○小田原委員長 教育総務課の「新基本計画」についての報告は終わりました。

皆さん、いかがでしょうか。

○坂倉教育長 根本的に資料が足りないですね。現状を前提にしていることでしょうか、今回の「新基本計画」で、なぜ、「子ども」に関する施策が都市像 3 編に入ったのかを考えなければいけません。

組織論はこれから考えるのですから、基本施策番号 9、10 もこのまま教育委員会の所管にするのかどうか未定ですし、「新基本計画」の中でこれから教育委員会はどこを担当するのか、良い議論をしてもらうためには、基本施策 7 の「全ての子どもが健やかに育つ地域づくり」の資料も付けておかないと、やはりおかしいと思います。

今回の「新基本計画」は、概ね前回のものを踏襲しているのですが、目新しい施策はないのですが、八王子市として、「協働」を中心としていく基本姿勢があり、その中でも特に、「子ども」というものを大きく取り扱っています。

私の感想ですが、前回のプランでも、その大枠を踏まえながら、自分たちで細かい施策を作ったところの施策、例えば「環境」や「子ども」の施策は大きく伸びた一方、「教育」については、動きが少し遅かったと感じます。

現在では、「ゆめおり教育プラン」という良いものがありますので、それに則った計画的な施策運営ができていますし、それに伴う予算も取れるようになっていますが、これができるまでには、かなりの時間がかかっています。

「新基本計画」は、まだ理念に過ぎないのかもしれませんが、この計画を受けた後、学校教育にしても、生涯学習にしても、いかに各々のプランを作っていくか、それが大事だ

と思います。

また、組織論についても今はどうなるかわからないですか、既存の概念に捉われることなく対応して欲しいと思います。

○金山委員 基本的に前回の計画を踏まえたものということですが、重点施策は変わっていますし、市民のニーズも、子どもたちの状況も変化してきています。

ですから、皆さんにはぜひその辺りを読み解いていただきたいと思います。

それから、教育長から、前回は教育委員会の動きが遅かったようだというお話がありましたが、この「新基本計画」を基に、新しい「ゆめおり教育プラン」を作る段取りは、現在どうなっているのでしょうか。

○坂倉教育長 国の計画からすると、新しい教育の基本計画は再来年ぐらいになると思います。

しかし、こうした計画が出てきた以上、早めに準備をして積極的に施策を打ち出していくことが必要ですし、来年度ぐらいからそれに向けた準備を進めていこうと思っています。

○和田委員 この「新基本計画」の作成にあたって、審議会を立ち上げる予定はないのですか。

○坂倉教育長 新しい市民会議に「基本構想」の作成をお願いしたところ、理念である、「構想」に加え、具体策である「計画」にまで議論が及び、その方向性を事務局でまとめたものが、この「新基本計画」になります。

議会で決まったのは構想部分ですが、その付属資料である、この「新基本計画」の内容は構想部分と大きな相違はありません。

それに、これは市民会議の議論を経て生まれたものでもありますから、改めて審議会等を作るのではなく、この計画を基に各部局で個々に細かい部分を詰めていく、それが教育委員会の役割だと思っています。

○小田原委員長 先ほど教育長がおっしゃったのは、「ゆめおり教育プラン」ができるまでの教育委員会の動きが遅かったし、それまで教育委員会として、独自の施策がなかったということですね。

○坂倉教育長 そうです。まとまったものがなかった、ということです。

○小田原委員長 教育委員会として、まず、最初に作ったものを何と言いましたか。

○平塚学校教育部主幹 「アクションプラン」です。

○小田原委員長 そうでしたね。教育委員会として、まず、「アクションプラン」を作って、それを基に現在の「ゆめおり教育プラン」が作られたのです。

先ほど和田委員が質問されたのは、改めて審議会を立ち上げて、まず、「アクションプ

ラン」のようなものを検討しないのかということだと思いますが、現在は、この「新基本計画」を基に、教育委員会だけで新しい教育プランを作れるという考え方なのでしょう。

○平塚学校教育主幹 本市では平成22年2月に、「ゆめおり教育プラン」を策定、それを10年計画で実施、最初の5年を前期として平成27年2月、3月からは後期となります。

先ほど教育長がおっしゃったように、来年度から施策の検討・検証に着手をして、平成27年度には具体的な検討部会を立ち上げたいと思いますが、その構成については、これから教育委員会の意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

○小田原委員長 他にはいかがですか。

○金山委員 「ゆめおり教育プラン」の前半部分が終わった段階で、今回の「新基本計画」に合わせた内容に修正するという事ではないのですか。

○平塚学校教育主幹 この「新基本計画」の中では、基本的に現状の「ゆめおり教育プラン」の内容にも触れています。また、「ゆめおり教育プラン」の各施策については各年度の予算配分も済み、現状に合った形で執行もされておりますので、ここで新しい施策を立ち上げる状況ではないと考えております。

○坂倉教育長 7の「全ての子どもが健やかに育つ地域づくり」を、教育委員会として、どう捉えるのか、どう対応していくのかを、よく考えて、議論して欲しいと思います。

そうしないと、これを都市像3編に入れた意味がなくなってしまいます。

○平塚学校教育主幹 今は都市像3編のところだけが取り上げられていますが、この施策体系の横軸に対しては、それ以外にも様々なものが縦軸として入っていると考えています。

「協働」「防災」「安全」「環境」など、それぞれが縦軸であり、「新基本計画」が来年度からスタートする際、それぞれの事業の中で縦軸を捉えた展開が必要です。

「子ども」に関する施策には、「放課後子ども教室」や「学童保育の6年生まで延長」なども含まれていますが、その個々の事業の中で縦軸を捉えていくものと理解しております。

○金山委員 教育長の指摘された、7の「全ての子どもが健やかに育つ地域づくり」の部分はとても大切だと思います。

他の地域では、教育委員会の施策の中に、子育てに関わる部分を取り込んでいるところもありますので、八王子市の教育委員会でも、乳・幼児期以降の、最初の「子育て」になる部分を意識して、「全ての子どもが健やかに育つ地域づくり」について、考えていただきたいところです。

「縦割り行政」というイメージを払拭するためにも、この部分はぜひ大事にしていただきたいと思います。

○小田原委員長 国の動きも流動的で、教育委員会制度自体がどうなるのかもまだ決まっていない段階ですから、ここでどうするか、ということですね。

将来の方向性を固めるのが30、40代という、今の時代を考えると、学生時代のことだけでなく、生涯学習の観点でも教育を捉えなければならなくなっています。

それに、今までの流れとして、新たに「こども家庭部」が誕生、「生涯学習スポーツ部」を、教育委員会から切り離した方が良いと言われた時期もありました。しかし、やはり切り離すのではなく、そこに教育委員会がどう関わっていくかを考えなければならないでしょう。

例え教育委員会制度が変わっても、八王子市としては教育の100年の体系を作るという視点があり、その中で10年の基本計画や3年の実施計画を検証していくのです。そのひとつとして、7の「全ての子どもが健やかに育つ地域づくり」も捉えて、考えていく必要があるでしょう。

私も10年ぐらい前までは、生涯学習やスポーツは教育から切り離したらどうかと考えていましたが、今は、人間の一生の中の1本の線として、一緒に考えた方が良いと思っています。

ですから、「全ての子どもが健やかに育つ地域づくり」も、1本の線の中に入れ、それぞれの重点施策も、その都度検証するのがいいのではないかと考えています。

人口推移は何年先まで可能なのですか。例えば100年先はどうですか。

○平塚学校教育部主幹 お手元の資料の111ページというところに、平成42年までのものが載っています。

理論的には何年先までも可能でしょうが、それが計画としてどのくらい必要なのかという判断もありますし、数値の正確さもあると思います。

○小田原委員長 市長が唱えている中核市構想を進めると、その先はどうなっていくのですか。

ずっと中核市のままで行くのですか、それとも政令指定都市にまで進めるのですか。

○平塚学校教育部主幹 今のところ、八王子市の人口のピークを60万人弱と捉えていますので、その中で判断することになると思います。

○小田原委員長 子どもの数もこのように推移していくということですね。

人口の問題もありますが、学校規模、学校の統廃合、適正配置ということも考えなければ



いけなくなると思います。それがこういう計画の中に盛り込めるかどうかでしょう。

○坂倉教育長　それは指示していますが、ここには既存の計画の発想でしか案が出ていないので、適正配置や学校選択制や学区など、すべてを含めて、全体的にもっと斬新な発想で、作っていかねばならないと思っています。

○小田原委員長　現在パブリックコメントを募集している最中ですが、それと、私たちの意見がかみ合って、3月に「新基本計画」として、うまく完成するかでしょうね。

○川上委員　先ほど子育て支援のお話が出ましたが、こういう施策や計画を決めたら、「なぜ決められたか」「何を目的にしているのか」ということをハッキリさせて行わなければいけないでしょう。そうすれば、途中経過に確認や、結果の検証も可能になると思います。

横浜市では3年前まで、「保育園の待機児童数ワースト1」でした。それを3年かけて、今年「待機児童ゼロ」を実現したのです。本当に何かをやろうとしたら、言葉としていろいろ並べるだけでなく、「なぜそれが必要なのか」「どうしたらそれができるか」「その結果どうなったのか」を明確にして、計画を進めていかないと実現しないでしょう。

現場の方々なら、それをよくわかっていらっしゃると思います。

○平塚学校教育委員　本市にとって平成25年度は大きな節目の年ですし、中核市を目指すうえでも変動の年になります。

今後も教育委員会定例会の中で、施策や計画について、随時皆さまの意見を伺う場を積極的に作っていきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○坂倉教育長　施策の中には、目標設定がアウト・プット型の指標になっているものが見られます。しかし、それでは、「とにかく、やればいっしょ」ということになってしまいがちです。

その辺りについて、ぜひ、教育委員の皆さまに積極的に意見をいただければと思います。

○小田原委員長　中には内容を数値化するのが難しいものもありますね。やるのか、やらないのか、という指標もありますから。

ここで個々の施策を見ていくのは、大変だと思います。

○坂倉教育長　今後、事務局側からまた相談があると思います。

○小田原委員長　先ほどの、「全ての子どもが健やかに育つ地域づくり」についても、もっと深く考えなければいけませんね。

学校教育にしても、生涯学習の中で見れば、教育の中の一部という位置づけでしかない

のですから。

○川上委員　私は、生涯学習というものを考えると、学校教育の現場は、児童・生徒が「学習しよう」という意欲を養う場、「学習する力」をつける場だと思っています。

そして、一人ひとりの人間的な力の集まりで、社会も学校現場も組織も、もっと良くなるのではないかと考えています。

つまりは「人間力」ということになるのでしょうか。

○和田委員　教育行政は学校の間を繋ぐのは上手でも、「子育て」や「生涯学習」など、他との接続がなかなかうまくいっていないように感じます。こういう計画を作ると、いつもそれぞれの担当のところで分断されてしまうので、他との関連をどう考えていくのか、そこを大事にしなければいけないのではないでしょう。

生涯学習社会の中で生きていくということを考えるならば、子育て中のお母さんたちが、安心して子どもを学校に送り出せるようにするには行政として何ができるのか、また、学校は子どもや家庭に何ができるのか、そういう発想を持たないと、各々の接続がうまくいかないのではないのでしょうか。

やはり、課ごとの連携や施策間の繋がりというものをよく考えて、社会に教育の部分はどう繋げていくのか、それをもっと見えるようにした方がいいのでしょうか。

○小田原委員長　他にはございませんか。

課ごとの連携や施策間の繋がりについては、考えを持ち寄って話し合う場が必要でしょう。

例えば、日産を立て直したゴーン社長のような柔軟な発想は、教育現場の中でも外との連携においても、必要だと言えるでしょう。

これは宿題ということにしましょうか。また、改めて機会を設定して、熟議や計画の策定をしていきたいと思しますので、それまでに皆さんも意見をまとめておいてください。

○野村学校教育部長　新しい教育計画についてはそのようにしたいと思いますが、この「新基本計画」について、何か御意見があるようでしたら、次回の定例会の中でいただきたいと思えます。

○小田原委員長　私は教育についても、改めて計画を作るのではなく、これを基にして欲しいと思うのです。

○野村学校教育部長　予算の関係もありますので、教育についても別に作った方がいいと思います。

○小田原委員長　内容はこれと同じなのでしょう。

市議会に提出するためだけに、わざわざ新しいものを作るのは二度手間ではないですか。

○野村学校教育部長 適正な予算を獲得するための根拠にもなりますので、やはり、きちんと作りたと思っています。

○小田原委員長 しっかりした予算を得るためには必要だということですね。

ただ、先ほど教育長が心配されていたのは、この「新基本計画」の中で教育をどうするのか、ということだったと思います。

できれば教育については目先のものに流されず、100年の体系を持って望んでいって欲しいと思います。そのためにも、3年、10年といった刻みの年を途中で設けているのですから。

○小田原委員長 他にはよろしいですか。

それでは、これについては、改めて意見を伺う機会を設けたいと思います。

では、引き続き、教育総務課からもう1件、「ゆめおり教育フォーラム」の実施結果について報告願います。

○布袋教育総務課長 平成24年12月15日に実施した、「ゆめおり教育フォーラム」について、熟議の内容、及び参加者からいただいたアンケートの結果を報告いたします。

詳細は、担当の遠藤主査より報告いたします。

○遠藤教育総務課主査 それでは、配布した資料に沿って報告させていただきます。

一昨年までは、「開かれた教育委員会」という名称でシンポジウムや講演会を実施しておりましたが、昨年より更なる教育行政の発展を目指して、「ゆめおり教育フォーラム」という新たな名称に変えて実施しております。

今年の開催日時は、12月15日土曜日午後2時から5時、会場は八王子市教育センターで、内容は昨年に引き続き、「熟議」をメインとして行いました。

参加者は、教育委員、学校運営協議会関係者、市内小・中学校長、事務局部長職の合計27名で、東日本大震災を通じて我々が改めて認識させられた、「絆」や「命」の大切さといった教訓を、どのように次世代を担う子どもたちに引き継いでいかなければならないかを、教育委員からのメッセージを基に4グループに別れ、学校・家庭・地域が担う具体的な取り組み策について、意見を出し合い議論を展開しました。

来場者は76名で、昨年度のフォーラム来場者と比較するとさまざまな影響から、非常に少なくなっていました。これについての反省・検証は後ほど行わせていただきます。

まず、当日実施したアンケートの結果ですが、配布数が76、回収数29でした。

回答者の属性は資料6（1）のとおりですが、傍聴者として少なかったのは、年齢別で言うと子どもを持つ親世代になる、概ね30～40代の方々、区分別で言うと、校長・副校長を除く教職員の方々、という結果になりました。

参加した方の感想ですが、「良かった」「まあまあ良かった」「あまり良くなかった」「良くなかった」の4段階で伺ったところ、テーマ、熟議、全体の全てで、概ね、「良かった」という感想で、昨年度と同じような結果になっております。

次ページは、自由記述の質問の回答です。まず、今後取り上げてほしいテーマですが、小中一貫教育、特別支援教育に関するものが複数件見られるのが特徴と言えます。これについても、昨年と同様の結果になっております。

また、ゆめおり教育フォーラム自体についての感想や意見ですが、「充実した会であった」という意見がある一方、来場者の少なさを指摘する意見が目立つ結果となりました。

なお、今回の来場者数がなぜこのように少なくなってしまったのか、事務局独自で考え、検証とまではいきませんが整理をいたしましたので、資料に記載はございませんが、口頭で申し上げたいと思います。

最大の要因としては、「ゆめおり教育フォーラム」の翌日が衆議院及び東京都知事選挙の日と重なってしまったということが考えられます。

しかし、これだけが原因とは考えられませんので、来場者に加え、当日フォーラムの会場にお越しただけなかった地域の方々数名に、後日、聞き取り調査をいたしました。その結果、共通していたのが、「昨年度の“地域運営学校の可能性”という題目での熟議は、団体に直接訴えるようなテーマであったが、今回のテーマはそうではないため、やや当事者意識が薄くなってしまった」というものでした。この点については、来年度以降のフォーラム開催に向けて、テーマを検討する材料とさせていただきたいと考えております。

また、実施時期についても学校側が児童・生徒に成績をつける時期と重なったことから、学校長や副校長が部下に当たる教員に対して、フォーラムへの参加を強く訴えることができなかつたのではないかと考えております。

これらを次回以降の課題として捉え、来年度はより多くの方に傍聴していただけるフォーラムにしたいと考えております。

なお、グループ熟議の内容は事務局で取りまとめをさせていただき、資料の最後に付けさせていただきましたので、詳細な説明は省略させていただきます。

この、「ゆめおり教育フォーラム」については、「実施した」ということだけで終了と

せず、今回の内容に基づき、今後、見直しに着手していかなければならないゆめおり教育プランへの反映も視野に入れ、積極的に資料として活用して、よりよい教育行政の推進のために役立てていきたいと考えております。

また、各グループの熟議内容については、後日、市のホームページに公表させていただきたいと考えております。

報告は以上です。

○小田原委員長 教育総務課から報告は以上ですが、何か御質疑、御意見はございませんか。

○坂倉教育長 先に反省の言葉が出てしまったのですが、やはり、今年のフォーラムの感想を一言でいうと、「来場者が少なかった」ということに尽きると思います。しかし、その第一の理由が、「翌日が選挙だった」から、というのはどうでしょうか。

それに一部の方から、「今回の熟議のテーマは前回と比べて抽象的だった」という声があったそうですが、それは教育委員会でも指摘されましたし、そのことを十分承知したうえでテーマとして決めたわけでしょう。

参加した方の感想が概ね、「良かった」となっているということは、実際に来場された方は喜んでいるということなのですから、やはり、本当の理由は、意見・感想欄の中ほどに書かれているように、「事前の宣伝がヘタだった」、ということに尽きてしまうのではないのでしょうか。

だとしたら、そこは猛反省をしてもらわなければなりませんね。

元々、「開かれた教育委員会」として、我々教育委員会の活動を広く皆さんに知ってもらうために始めたことなので、大事なのはあくまで内容です。しかし、どんなにいい内容でも、来場者が来て聴いてくれなかったら何もならないでしょう。

このフォーラムを、「やるための目的」にしないよう、しっかり反省して欲しいと思います。

私としても、内容が良かっただけに、大変残念に思います。

○金山委員 日程について申し上げますと、12月15日は、中学校の高校相談日だったということもあるでしょう。そういう日に中学3年生を担当している先生方の参加は無理ですし、同じく保護者の方も、御自身のお子さんのことが心配なので参加しないと思うのです。

その辺をきちんと調べていただきたかったということと、もうひとつ、親世代が来なかったことに関しては、熟議のメンバーにPTAを入れていない点が、問題だったと思うのです。

例えば、Aという学校の、PTAの誰かが熟議のメンバーに入っていれば、同じ学校からも必ず人が来てくれるでしょうし、近隣の方もいらっしまったことでしょう。そのようにしていかないと、30、40代の方に来ていただくのは難しいと思います。

今回、熟議のメンバー入っている学校運営協議会の委員の方々は、大体がその学校出身のOBです。しかし、OBよりも、やはり現役の保護者の方を入れていただきたかったと思いますし、そうすれば、結果はかなり違ったのではないかという気がします。

それに、こういう行事は、予め年間計画に入れておいていただかないと、学校側も動きにくいのではないのでしょうか。4月の段階でも結構なので、ぜひ来年は、「この日です」ということを、あらかじめ周知していただければと思います。そうすれば、PTAも学校も、それに合わせて動けますし、各学校からPTAにお願いもできます。

今回の熟議自体は、人に訴えかける、良いものだったと思います。

○小田原委員長 先ほど遠藤主査の報告の中に、「直接団体に訴える」という言葉がありましたが、これはどういうものを指すのですか。

○遠藤教育総務課主査 地域運営学校、放課後子ども教室の運営団体、総合型地域スポーツクラブ、そういう特定の団体に訴えかけるもの、ということです。

○小田原委員長 金山委員は、やはり、「現役の保護者が入らなければいけない」とおっしゃっていましたが、このアンケートの回答者を見ても、保護者は4人しか入っていません。この状況では、やはり、「この熟議は何なのだろう」と、首を傾げたくなくなってしまいます。

それから、「宣伝がヘタ」という意見の少し下に、「自治会・町会の加入が40%を切るような状況」という文章がありますが、これは事実ですか。

○坂倉教育長 今、八王子市で自治会や町会に加入している割合は、7割弱ぐらいでしょう。

地域によってもっと低いところもあるでしょうが、全体で見れば、そのぐらいだと思います。

○小田原委員長 そう悪くはないわけですね。

○野村学校教育部長 地域差はありますが、60%台だったと思います。

○坂倉教育長 東京都内では、まだ高い方でしょう。

○小田原委員長 そういう中で、このように参加者が少なかったというのは、やはり、時期的な問題、テーマの問題、それから宣伝の問題があったということでしょう。

この熟議の目的は、「開かれた教育委員会」ということと、「八王子の教育の質を高める」ということなのだから、そういう点では、見てくれるお客さんは少なかったけれど、

「一歩ずつ進んでいる」と考えてもいいのではないのでしょうか。

でも、開催時期は、もう少し早くした方がいいですね。

○川上委員 初めは10月ぐらいに予定していたのが、どんどん遅れてしまったのでしたね。

○小田原委員長 やはり、夕方5時に外が暗くなるような時期に行うのは難しいでしょう。

夜の7時頃になっても空が少し明るいような、夕方の時間帯が長い季節にやる方がいいのでしょうかね。

○相原学校教育指導担当部長 保護者の方が参加することになると、御家庭のこともあるでしょうから、あまり遅くまでやるのもどうかという気がします。

外が明るいうちに帰れる方が、気分的にも落ちついて参加できるのではないのでしょうか。

○金山委員 それに、3時間という長さも少し厳しいかもしれません。せいぜい2時間ぐらいがいいところでしょう。

○相原学校教育指導担当部長 そう思います。

○小田原委員長 それから、これはお願いなのですが、この報告には4グループの結果を別々に載せてあるのですが、これをひとつにまとめて欲しいのです。テーマが違うから難しいのでしょうか。

でも、家庭・地域・学校がやるべきことは、それぞれ重なっている部分もあると思います。

○野村学校教育部長 確かにありますね。

○坂倉教育長 しかし、この熟議は結果をまとめるのが目的ではなく、教育委員の皆さんがどういう考えを持っているのかを示す、ということだったと思います。ですから、これはこれでいいのではないのでしょうか。

○小田原委員長 参加した人たちが、「ああ、こうだった」というのがわかるものが欲しいのです。熟議は結論を出すものではないのですが、話し合った内容を生かせる形、先につなげる形、そして、参加者が、自分たちが参加して良かった、と思えるもの示す必要があるのではないのでしょうか。

少し考えてみてください。

○布袋教育総務課長 今回は、4人の教育委員の皆さんが、それぞれのテーマについて、どのように考えるか、また、家庭・地域・学校がどんな役割を果たしていくのかを、「熟議」という形で行っています。この報告書は、その中でどのような話題が出たかを記録としてお知らせするものなので、これをひとつにまとめることについては、改めて検討させてい

ただきたいと思います。

もちろん、参加者が少なかったことは猛反省いたします。

開催時期については、当初の予定では11月開催だったはずが、駐車場の確保ができなかったために、12月になってしまったこと、フォーラムの翌日が総選挙の日になってしまったことなど、やや不運が重なりました。

また、開催場所も車で来る方が多いと予想して、「教育センター」という場所を選びましたが、PTAの方々を呼ぶのならば、やはり駅に近いところ、交通の便が良いところの方がいいのかもしれませんが。

今回は来場者が少なく、せっかく良い話し合いができたのに、それを共有できる人があまりいなかったことは、大変残念でした。

今後はいろいろと考えたいと思っております。

○小田原委員長 よろしいでしょうか。

では、続いて施設整備課の報告をお願いいたします。

○加藤施設整備課長 それでは、市立学校で発生した事故にかかわる損害賠償の和解について報告させていただきます。

本件は、平成24年10月30日に東浅川小学校において発生した、車両損傷事故にかかわるものです。

詳細は、担当の田中主査より報告いたします。

○田中施設整備課主査 和解の相手は、八王子市在住【A】となります。和解の内容は、八王子市は、相手方【A】に対して、金40,740円を支払う。相手方【A】は、八王子市に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き、一切の請求はしない。

事故の概要ですが、平成24年10月30日、午後4時35分ごろ、相手方【A】が、市立東浅川小学校の敷地内を車両で走行中、排水口の蓋部分であるグレーチングの上に車両が乗った際、グレーチングが破損していたため、それが跳ね上がり、車両のバンパーが破損したというものです。

事故の原因として、学校施設の維持管理が不十分であったと認められるため、相手方【A】から請求のありました、車両の修理費用40,740円を支払うこととして、上記のとおり、和解するものです。

なお、平成24年12月4日に、「地方自治法」180条第1項に基づき、市長により専決処分を行い、平成24年12月13日に示談が成立、損害賠償金は平成24年12月



26日に支払い済みです。

報告は以上です。

○小田原委員長 施設整備課の報告は以上ですが、何か御質疑、御意見はございませんか。

これは、普段、車が通らないところだったのですか。

○田中施設整備課主査 ここは駐車場に至る車路になっています。

ですから、通常は人と車の両方が通る場所となります。

○小田原委員長 それが破損していることに、誰も気が付かなかったわけですか。

○田中施設整備課主査 学校の施設状況については、年一度、直接点検を実施しております。

これは、主に目視による確認で、実際に排水口の蓋を開けて亀裂や欠損が確認されれば、本件のような事故は当然予測できるものでした。

しかし、その時点で、被害を防止するために必要な措置を講じておりませんでしたので、これを怠ってしまった、施設管理が不十分であった、このように認識しております。

○加藤施設整備課長 市の施設整備課の職員の点検は年1回ですが、日常の管理は各学校に委ねている部分がございます。今回のグレーチングの破損について、学校から特に報告などはありませんでした。

状況としては、グレーチングとその周りを囲っているコンクリート部分が若干破損していて、少しガタつきがあったため跳ね上がってしまった、そういう事故でございます。

この事故を受けて各学校に再度通知を行い、そういった箇所がないかどうか、もう一度点検するように通知をしたところでございます。

○小田原委員長 車が通ったら、突然蓋が跳ね上がるというのは、余りない話だと思います。

普通は年月の経過に伴って段々そういう不具合が起きてきて、傷みが激しくなった頃、踏んでしまった場合、起きるものでしょう。

これが普段誰も行かないような排水口の上だったらわかるのですが、駐車場に行く道だったら、いつも誰かが通っているはずで、それなのにわからなかったということは、施設整備課の責任ではなく、やはり、学校管理者の責任なのだろうと思います。

この修理費用は学校の負担ではないのですか。

○野村学校教育部長 瑕疵管理については教育委員会に責任がありますので、やはり市の責任、ということになります。

ただ、こういうケースは非常に稀だと思います。

○小田原委員長 もし学校長が、そこまでできませんというのなら、それはおかしいと思うの

です。

校長の責任として、「4管理2監督」というものがあり、その中に、「学校施設設備の管理」というのも入っているわけですから。

それに、日々誰かが通っているところならば、やはり学校側が、何かしなければいけなかったのではないですか。

○野村学校教育部長 最終的な責任はやはり教育委員会にあると思いますが、これから学校側に求めていくとすれば、「学校保健安全法」に基づく管理・点検マニュアルのチェックなどでしょうか。

○小田原委員長 今回は車のバンパーだったから、まだ良かったんですね。

○野村学校教育部長 でも、それは結果ですから。

○小田原委員長 そうです。もし車でなかったら一体どうなっていたら、ということですよ。

それがどこかに飛んで、人の頭や顔に当たっていたらどうなるのだ、ということだと思います。今回は瑕疵責任ということなので、仕方がないのかもしれませんが、以後の管理は、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

他に報告する事項等がございますか。

○野村学校教育部長 指導担当部長から1件、学事課から2件、生涯学習総務課から1件、口頭で報告がございます。

○相原学校教育部指導担当部長 「教職員の体罰防止の徹底について」という通知を、市内の小中学校配布し、注意喚起を促したので報告いたします。

これは今年1月8日火曜日に大阪市教育委員会が発表したもので、その日の夕刊の新聞報道等にもあったとおり、大阪市立高校の部活動顧問の教員から体罰を受けたとされる同校生徒が自殺した事件を受けての通知となります。

内容は、日常の指導でも児童・生徒を威嚇するようなものは体罰につながることや、行き過ぎた指導を看過することも、やはり体罰事故につながることを、改めて教職員に認識させるとともに、更に次の3点を周知・徹底させるものです。

一つ目は、体罰は「学校教育法」で明確に禁止されていることであり、現に戒めなければならない、ということです。

二つ目は、誤った指導観が根強くあり、「熱意の余り行き過ぎた指導を行った」「力を加減して軽くたたいた」と弁明する行為が、結局、体罰につながっていることを認識していない教員がいること、それが、体罰が根絶されない原因になっているということです。

とりわけ部活動の指導において、「体罰は一定程度許容される」といった、誤った認識が招いた事故が発生していることも、改めて注意しております。

三つ目は、教員が体罰を行うことによって、児童・生徒の「暴力を容認する態度」を助長させ、人間不信の念を抱かせるということです。だからこそ、体罰は絶対やってはならないことであって、教職員は常に人権感覚を高め、児童・生徒の心情を把握して信頼関係に基づいた指導を行うこと、こういった内容を通知しております。

昨日の中学校の校長会の役員会でも、この通知を基にした指導を行ったところであり、今後、小学校の校長会がございますので、そこでも同じように周知・指導を行います。

本市の中学校でも、過去、部活動中の生徒に対して暴言を吐くといった指導があったようですので、そういったものに対しては、教育委員会として、しっかり事実確認をするとともに、必要に応じて教員に措置行為等を行い、体罰防止の徹底に努めたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○小田原委員長 指導担当部長の報告でしたが、何かございますか。

○金山委員 大阪の件のようなことが報道されると、保護者や一般の方はどうしてもその報道につられてしまって、「自分の子どもが通う学校もそうなのか」と心配されると思います。ですから、校長先生には、「うちの学校は心配ない」ということを、しっかり保護者に伝えていただけるよう、お願いしたいと思います。

○相原学校教育部指導担当部長 今、金山委員から指摘していただいたように、やはり各学校の指導状況をしっかり確認して、それをきちんと保護者へ報告するという、開かれた姿勢で臨むことが大事だと考えますので、これは引き続き行ってまいりたいと思います。

○和田委員 この件について、中体連や高体連は通知を出したり指導を行ったりしていますか。

○相原学校教育部指導担当部長 今のところ国や東京都、中・高体連関係の側からは、特に通知等は出ておりません。

しかし、本市としては、こういうことを日常の指導の中でもしっかり見直さなければいけないと考え、そちらの通知等を待たずに指示を出したところです。

○和田委員 今は校長先生を通しての指導が中心ですが、今後は直接的に部活動の顧問を指導していくことも必要になってくるのではないのでしょうか。

部活動の体罰については、昔からいろいろ言われていますが、現在、それが全部なくなったとはとても思えません。また、今回は高校の部活動でしたが、一般のスポーツ界でも、

暴力による指導がある意味認められている面があるのではないかと、ということに心配しているのです。

私たちは、「学校教育の現場だからやってはいけない」という発想になるのですが、そうではないと思うのです。

そもそもスポーツの指導自体、そういうものに頼るべきではない、という声が、当然どこから出てこなくてはいけないのではないのでしょうか。

今回のことを、「ひとつの学校の問題」にしてしまっていること自体が間違いであり、それが結局、「視野の狭い指導」になったのだと思います。

これは、この教育委員会で云々言うことではないのかもしれませんが、運動系の上部組織などは、もっとしっかり動かないと、いつまでも体罰はなくならないと思うのです。

過去、中学や高校の運動部の試合中などで、生徒が体罰的な指導を受ける場面が多々見られた時期がありました。その時、中体連や高体連は、「聴衆の面前でそういう暴力的な指導をしてはいけないし、もし行った場合はその試合は没収試合として負けにする」、と指導を行いました。

しかし、それでは、面前でやらなければいいのかということにもなってくるわけで、見えないところで行っている場合も含めて、非常に大きな問題になっていると思います。

日本全体で見ると、スポーツの指導者が人権意識を持っているのか、指導の中での体罰を行わない、暴力を振るわない動きになっているのか、その辺が非常に気になっているのです。

○相原学校教育指導担当部長　本市の校長の中にも中体連の役員をしている方がいますので、連携をとりながら、和田委員に指摘していただいた点がどうなっているのかを確認したいと思います。

これからは、社会全体がそういう動きになっていくことが大事だろうと思います。

○和田委員　こういう件を調査しても、体罰を受けている子どもは事実を言いにくいものでしょう。

言ったことによって子ども自身が不利益を被る場合がある、例えばチームのレギュラーを外されたり、退学に追い込まれるような状況になるかもしれないのです。

そういうことを考えると、匿名性を高めながらきちんと調査をしていくことが大事になってくると思います。

○小田原委員長　他にはいかがですか。

先ほどの報告では、「体罰」と「体罰事故」というのを分けているようですが、これは何か違いがあるのですか。

○相原学校教育部指導担当部長　大きな違いはございませんが、「体罰事故」とは、体罰の事故として報告案件になるもの、大きな事故につながるもの、そういうものを指しています。

○小田原委員長　大阪の事件の場合、もう体罰ではなく、暴力そのものであると思います。

先ほど和田委員が言われたように、部活動などでは、今でも、体罰が「許容される行為」になってしまっているのではないのでしょうか。しかし、それは、「いけないことなのだ」と、もっとはっきり言わなければなりません。

まず、「体罰」とはどういうものなのかということを教員にきちんとわからせて、なおかつ、それは禁じられていることなのだと、しっかり教えなければなりませんし、体罰なしで指導できる方法も身につけさせなければいけません。

何より、教員に、「人間性」や「信頼できる人柄」が備わっていれば、体罰なしでも、子どもたちは、こう願うという形で行動できるようになる、それがまず前提としてあると思います。

先ほどの報告の中に、「本市においても」とありましたが、これは現に今、八王子市の学校でも同じようなことが発生しているということですか。

○相原学校教育部指導担当部長　本市においても、指導の中で、子どもたちに対して暴言を吐いたりする行為はあったということです。

そういう行き過ぎた指導が、やがては手や足を出すようなことにもなってきますので、それを十分認識していかなければならないですし、やはり指導者は、自分自身を自制していかなければいけないと考えます。

先ほど委員長もおっしゃったように、まずは信頼できる人間関係を築いて、そういうことをしなくても指導できる教員にならなければいけなと思います。

○小田原委員長　本市では事実確認をしっかり行うとともに、そういうことを隠したりせず、きちんと指導していくということですね。

これには私たちも気を配っていかなければいけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に学事課からお願いします。

○山野井学校教育部主幹　2件報告がございます。

1件目は、昨年12月に調布市で起きた、給食に係る事故と、それに対する本市の対応

について報告いたします。

平成24年12月20日に調布市の小学校5年生の児童が、給食で、チーズ入りのチヂミをおかわりして食べたところ、乳製品のアナフィラキシーショックを起こして、その日のうちに亡くなってしまったという、痛ましい事故がありました。

給食ではその児童に対して、予めチーズを除去したチヂミを出していたのですが、本人がおかわりを申し出た際、担任教師が、「これは食べてはだめです」という給食室からのリストを確認せず、児童がお家から持ってきた注意表と本人の言葉だけで判断して食べさせて、結果的に起きてしまった事故ということになります。

八王子市では、平成17年に、アレルギー対応マニュアルを作成して、医者 の指示書に基づく保護者との面談、給食関係者、管理職の先生、養護教諭、担任の話し合いを行い、対応方針を決定するというプロセスをとっておりますが、基本的には、「給食の献立から、対象食品を除去して出す」という対応で行っております。

また、給食室では、対象食品を除去した給食にアルミで蓋をして、「何年何組の誰さん用」と、きちんとわかるようにしておいたうえで、それを担任教師から直接その子に渡す形にしております。また、おかわりしたいという子どもの気持ちを考えて、おかわりする場合は直接本人に給食室まで取りに来てもらう、予め多めに盛り付けるなど、対象食品を間違っ て食べることをないようにする措置がとられております。

しかし、この事故を受け、保護者への再確認や、校内の連絡体制や情報共有を更にしっかりと行うようにという文書を、昨年 のうちに出しております。

なお、現在八王子市の学校給食で、この除去対応の対象になっている子どもは全部で542人おります。大多数がアレルギー対応ですが、中には宗教上の理由で豚肉が食べられない子や、薬の副作用が出るのでグレープフルーツ系の柑橘類が食べられない、という子もいます。

その中で、「エピペン」という血管を広げる作用のある薬を持参している子は、1割の55名になっております。しかし、このエピペンを持っている子どもが複数いる学校もあれば、まったく持っていない子どもだけの学校もありますので、全体の対応を検討するため、現在、実態調査を行っています。この調査結果を基に、平成17年のマニュアルに項目を付け加える予定で、現在、校長、給食主任、栄養士、調理員から成るワーキンググループを立ち上げ、準備を行っているところです。

報告の2件目はインフルエンザの状況です。去年流行った感染性胃腸炎は現在下火にな

ったのですが、今度はインフルエンザが流行時期を迎え、市内でも学級閉鎖の措置が出ています。

学級閉鎖になったのはすべて小学校で4校6クラスになります。うち、由木中央小学校では、3年生が学年閉鎖になったという状況で、休んでいる子は、合計51名になります。

今回のインフルエンザの流行前から、注意を促す文書や手指の消毒用アルコールを各学校に配布しておりますが、引き続き、各学校には適切な対応を促していきたいと思っております。

報告は以上です。

○小田原委員長 学事課から2件報告がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

○和田委員 先ほどの調布市のアレルギーの件ですが、どうすれば、そういう事態にならなかったのでしょうか。ポイントは何だったのでしょうか。

○山野井学校教育部主幹 御家庭でも当然注意はしていたでしょうし、子どもには、「今日はこの献立に注意しなさい」というものも持たせていたと思うのです。

しかし、やはり最終的には、給食室が書いた一覧表をしっかりと確認して、本当に安全なのかを確認することがポイントだったと思います。

八王子市でも、給食室で対象の食事を分けておいて、更に、献立の一覧表に、「バツ印」を付ける対応をしておりますので、同じように、しっかりと確認することが大事なのではないかと思っております。

○和田委員 今回対応したのは担任の先生でしたが、担任の先生がその場いらっしゃらない場合もあるし、他の先生が交代で入っていたりすることもあります。

結局、対象の子がいるクラスの問題だけではなく、学校全体で取り組まなければいけないということですね。

○山野井学校教育部主幹 全ての教職員が、まずは情報共有することが大事だと思います。

○小田原委員長 情報共有の問題だけではないでしょう。今回の事故の場合、本来チェックすべきものをチェックしていなかったということではないですか。これは、教員側だけの問題ではなく、子ども本人の問題でもあるということでしょう。

現在、ワーキングチームを組んでマニュアルを作っているということですが、全ての教職員にそういう認識があるのでしょうか。

子どもたちも含め、しっかり指導していく体制を整えておかないと、こういう事故はこれからも起こり得ると思います。

- 山野井学校教育部主幹 年一回保護者からヒアリングを行うことはもちろんですが、特にエピペンを持っている子については、医師の診断書に基づいてしっかり確認を行うことを、保護者側にもきちんと認識してもらう必要があるでしょう。
- 小田原委員長 本市の場合、対象者は542人ですか。
- 山野井学校教育部主幹 はい、そうです。
- 小田原委員長 この人数は多いのですか、少ないのですか。
- 山野井学校教育部主幹 親の側の意識の高まりもありますし、元々潜在的にあったものが生活や環境の変化で表面化してきたのかもしれませんが、昔に比べて増えてきているのは確かです。
- 小田原委員長 給食指導は非常に難しいことですが、未然に防ぐ努力を引き続き、お願いしたいと思います。
- 川上委員 エピペンを持っている子どもは対象者の1割ぐらいということですが、これは医師の処方がないと持てないものですか。今回のことも、ショック症状が出た際にもっと早く処置していれば、違った結果になったのではないのでしょうか。
- 心臓のAED装置のようにはいかないかもしれませんが、そういうアレルギーの知識、症状が出た場合はどうしたらいいのかということ、私たちももっと知っておかなければならないのではないのでしょうか。
- 野村学校教育部長 調布市の件では発症後養護教諭がすぐ駆けつけて、児童本人が持っているエピペンを接種しようとしたようですが、これは本人が拒否したように聞いています。
- また、AEDも使ったのですが、その時は、「処置の必要なし」という反応が出たそうです。
- 詳しい検証はこれから進むのですが、ある程度、適切な処置はしていたのだろうと判断しています。
- 川上委員 エピペンは、本人の了解がないと使えないのですか。
- 野村学校教育部長 いえ、そんなことはありません。文部科学省からも、医師以外の人間でも接種してかまわない、と言われていています。
- 川上委員 エピペンを予め学校で準備しておくわけにはいかないのですか。
- 野村学校教育部長 はい。医師の診断に基づいて処方され、本人が所持するものになります。
- 金山委員 知識がなくても、誰でもすぐ使えるものなのですか。
- 野村学校教育部長 直径1センチ、長さ20センチぐらいのもので、押せばすぐ針が出るよ



うな形になっています。服の上からでも刺せばいいようになっています。

○山野井学校教育部主幹 エピペンについては、いわゆる「継続的な治療」ではないので、医療行為に当たらず、先生方が使っても大丈夫ということになっています。

注射とは違って、本体を押し付けることによって針が出るもので、昔、八王子市でも講習等をやったこともあるのですが、比較的簡単で、誰にでもできるものだと思います。

場所としては、足の太ももあたりに刺すことになります。

○小田原委員長 今回は、子ども自身が、エピペンの処置を拒否したということのようですが、例え子どもがそう言ったとしてもやった方が良かったのか、それができるかどうかは、判断が難しいところだと思います。

子どもを含めての指導というのは、そういうことになるだろうと思いますので、現在行っているワーキンググループの結果が出ましたら、改めて報告していただきたいと思いません。

○野村学校教育部長 学事課から追加でもう1件、報告があります。

○海野学事課長 今年度の「おおるり展」が、明日1月17日木曜日から21日月曜日まで、八王子のスーパーダイエー7階全体を使って開催されます。

昨年度は、会場である百貨店そごうの撤退準備に伴い、600平米ぐらいの展示面積だったのですが、今年度は場所をダイエーに移して、960平米とほぼ従来の広さに戻りました。

ダイエーの場合、JR八王子駅の北口から徒歩3分という立地なので、利便性や集客力の面でそごうに比べると、なかなか厳しい部分もあると感じております。しかし、展示作品数自体は、昨年度の約3,800点から大幅に増えて、6,000点近くになりますので、関係者や地域の方に広く御覧いただきたいと考えております。

教育委員の皆さまにも、ぜひ足を運んで御覧いただき、子どもたちを励ましていただきたいと思いません。

報告は以上です。

○小田原委員長 ダイエーで開催できることになって、良かったですね。

ぜひ、見ていただきたいとのことですので、教育委員の皆さまもよろしく願いいたします。

続いて、生涯学習総務課からお願いします。

○宮木生涯学習総務課長 平成25年成人式の結果について、口頭で報告申し上げます。

1月14日月曜日、成人の日の祝日に、「成人式」をとり行いました。

教育委員の皆様には、主催者として御出席いただき、ありがとうございました。

当日はあいにくの大雪となりましたが、新成人の対象者7,774名中、3,209名が来場しました。出席率にして41.3%、昨年よりも1.4%増加しております。

式典やアトラクションは、概ね混乱なく終えることができましたが、天候が悪く外にいたることができないため、会場のあるサザンスカイタワーの中に新成人の皆さんが多数滞留してしまい、2F、3Fの各店舗様には御迷惑をかけてしまいました。

今後は悪天候の場合の対応についてよく検証して、対策を練ってまいりたいと思います。報告は以上です。

○小田原委員長 あいにくの天候でしたが、昨年を超える出席者だったそうで良かったですね。

参加された方の感想はいかがでしたが。

○金山委員 今年は娘がお世話になりました。ありがとうございました。

○小田原委員長 おめでとうございます。

○金山委員 参加した子どもたちに聞きましたら、当人たちにとって悪天候はあまり関係なかったようで、大いに盛り上がり、楽しい一日を過ごしたようです。

成人の主張についても、「皆さん、ともしっかりしている」という感想を持ったようで、特に障害を持った方のお話しは、内容もとても良かったということでした。機会があれば、広く市民の皆さまにも、内容をお伝えいただけたらと思います。

私自身の感想としても、とても良い成人式だったと思っています。

○小田原委員長 他にはいかがですか。

○和田委員 小学校の、「2分の1成人式」の様子なども紹介されていましたが、こちらまでホッとするような、嬉しくなるような工夫が随所にされていて、とても良かったと思いました。

それに2回目の式では少し目立つ成人もいたようですが、概ね、大人しく清聴できる傾向が出てきたという印象を持ちました。何が原因かはわかりませんが、以前のように混乱することはなくなってきていますので、これを成人としての自覚につなげて欲しいと思います。

○川上委員 私はこの14年間ずっと成人式に出ていますが、「実行委員会制度」に変わってから、だんだん良くなってきたのではないかと思います。

今回、最後の方で少し緊張する場面もありましたが、そこでの皆さんの気持ちが、とて

も優しかったではありませんか。昔だったら、ああはできなかったと思います。

唯一残念だったのは、会場が十分静かなのに、「御静粛にお願いします」と、台本どおりになってしまったところがあったことですね。そこだけは少し浮いてしまったように思います。

でも、そこはこれから経験を積んで、臨機応変にできるようになっていくのでしょう。

やはり若い人の力は素晴らしいし、共有する気持ちや共感できる心があるということだと思います。

もしかしら、今までは年上がだめにしていたのかもしれないと反省してしまいました。

○小田原委員長 皆さんがおっしゃったように、良い成人式だったと思います。

途中で言葉につかえても、「頑張れ」という声や拍手が出たりして、非常に和やかでしたし、これからの若者に期待できるものを感じました。

これが定着して、八王子市の成人式の伝統になっていって欲しいと願っています。

それに、はがきを送るという制度も、自分自身の成人を祝うと同時に、これまで育ててくれた皆さんに感謝する自覚が生まれるものでしょうから、市として予算はかかると思いますが、来年以降も続けてやっていただければと思います。

他に報告することはございますか。

○野村学校教育部長 ございませぬ。

○小田原委員長 予定された事項は以上ですけれども、委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田原委員長 では、特にないようでございますので、ここで暫時休憩ということにいたします。 11時55分再開ということでお願いいたします。

〔午前11時50分休憩〕